『過疎地域自立促進特別措置法』に基づく 課税免除・不均一課税について

新見市総務部税務課資産税係

当市は、「過疎地域自立促進特別措置法」により過疎地域として指定されており、「過疎地域の公示に伴う市税の特例に関する条例」に基づき、下記に該当する場合は固定資産税の課税免除・不均一課税を行っております。

該当する資産

- ◎ 製造業、旅館業(下宿営業を除く。)又は農林水産物等販売業(過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。)に直接供する資産を新設又は増設したもの。
- ◎ 租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の適用を受ける資産であること。 〈機械及び装置、工場用建物及び付属設備〉

国税の特別償却を受けていること。

※ 赤字等の理由により、国税の特別償却を受けなかった場合でも同条の規定に該当 していれば対象となり、この場合「特別償却を受けなかった理由書」の添付が必要 となります。

〈土地〉

特別償却の対象になる建物の敷地で、取得の日から1年以内に建設着手があったもの

- ◎ 当該事業年度中に取得された「生産設備」の取得価格の合計額が、**要件判定額(2,70 0万円)を超える**こと。
- ◎ 新設・増設の区別

新設 … 新しい製品を製造するための設備投資

増設 … 生産量を増加させるための設備投資

(概ね従前より30%以上の生産増加が必要)

課税免除 不均一課税率

	初年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	6年目以降
税率	課税免除	課税免除	課税免除	0.7%	0.7%	1.4%

申請について

◎ 締め切り
対象資産を取得した翌年(新たに課税される年)の1月31日

◎ 提出書類

提出書	類	備考		
固定資産税課税免除(不均	句一課税)申請書			
法人税法施行規則 別表	-16(写し)	特別償却が無の場合『理由書』		
年次別工場建設計画及び	その実績の概要書	増設の場合、30%以上の生産量 増加がわかるもの		
事業所全体の見取図				
工場・製品紹介パンフレッ	、 等			
※償却資産がある場合	生産工程表	対象機械等がどの工程で使用されているか、明示されているもの		
小良型 東圧 N : 00 : 0 勿口	償却資産配置図	対象が明示されているもの		
土地家屋登記簿謄本				

実地調査

- ◎ 添付書類提出後、実地調査にお伺いし、申請内容を確認させていただくことがあります。
- ◎ 調査に際し、県への申請資料として対象資産の状況等を写真に撮らせていただきます。

課税免除・不均一課税の決定

- ◎ 実地調査後決定され、本則課税されている対象資産について減額更正が行われます。
- ◎ 第2年度以降については申請書の提出は必要ありませんが、対象資産が減失等によりなくなった場合は、その旨を連絡していただくものとします。
- ◎ 第2年度以降については、償却資産申告書等の内容を把握し、当初に不均一課税の決定が行われ、不均一課税されたもので納税通知書が送られます。

新見市総務部税務課資産税係 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 TEL 0867-72-6117 FAX 0867-71-0085